

仙台市水道局規程第二十三号

水道局職員の給与に関する規程及び仙台市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年九月三十日

仙台市水道事業管理者 加藤 邦治

水道局職員の給与に関する規程及び仙台市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

(水道局職員の給与に関する規程の一部改正)

第一条 水道局職員の給与に関する規程(昭和四十一年仙台市水道局規程第十七号)の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
(勤勉手当に係る勤務期間) 第五十条 [略] 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 [一～七 略] 八 <u>育児休業法第十九条第一項</u> に規定する部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間 九 [略] 3・4 [略]	(勤勉手当に係る勤務期間) 第五十条 [略] 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 [一～七 略] 八 <u>仙台市水道局職員の育児休業等に関する規程(平成四年仙台市水道局規程第四号)第六条第一項</u> に規定する部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間 九 [略] 3・4 [略]

(仙台市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正)

第二条 仙台市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程(令和二年仙台市水道局規程第八号)の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
第十八条 [略] 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 [一～八 略] 九 <u>育児休業法第十九条第一項</u> の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間 十 基準日以前六箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間 3・4 [略] (部分休業をしている会計年度任用職員の給与の減額) 第二十一条 前条第一項の規定にかかわらず、会計年度任用職員が <u>育児休業法第十九条第一項</u> に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、一般職員について定められているものの例により、その勤務しない一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して支給する。	第十八条 [略] 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 [一～八 略] 九 <u>仙台市水道局職員の育児休業等に関する規程(平成四年仙台市水道局規程第四号。第二十一条において「育児休業規程」という。)第六条第一項</u> の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間 十 基準日以前六箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間 3・4 [略] (部分休業をしている会計年度任用職員の給与の減額) 第二十一条 前条第一項の規定にかかわらず、会計年度任用職員が <u>育児休業規程第六条第一項</u> に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、一般職員について定められているものの例により、その勤務しない一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して支給する。

附 則

この規程は、令和七年十月一日から施行する。

(水道局総務部総務課)